

1. エアバッグ類の処理方法の概要

○自動車リサイクル法において、自動車メーカー等にはエアバッグ類の引取り・再資源化の義務が課せられており、以下の2つの処理方法が存在する。

- ①「取外回収」: 解体業者が取外回収したエアバッグ類のインフレーター(ガス発生器)を引取って、再資源化施設においてリサイクルする方法
- ②「車上作動処理」: 使用済自動車に装備されたままの状態ではエアバッグ類を作動させる作業を解体業者に委託することでリサイクルする方法

2. 取外回収

(1)指定引取場所

指定引取場所については、引渡す側の解体業者の利便性と社会的経済効率の向上、及び既存施設を活用することによる効率性を踏まえて、自動車メーカー等が共同で全国25箇所に設置した。…………《右記配置図参照》

(2)エアバッグ類の運搬

- エアバッグ類は産業廃棄物に位置付けられており、解体業者が第三者に運搬を委託する場合は廃棄物処理法の収集運搬許可業者に委託することが必要。
- 解体業者には指定引取場所までの運搬義務が課せられているが、運搬に関する負担を軽減すべく、解体業者から引取依頼に応じてエアバッグ類を効率的に回収する仕組みとして運搬料金の着払いを採用した「エアバッグ類運搬ネットワーク」を全国規模で整備した。

(3)再資源化施設

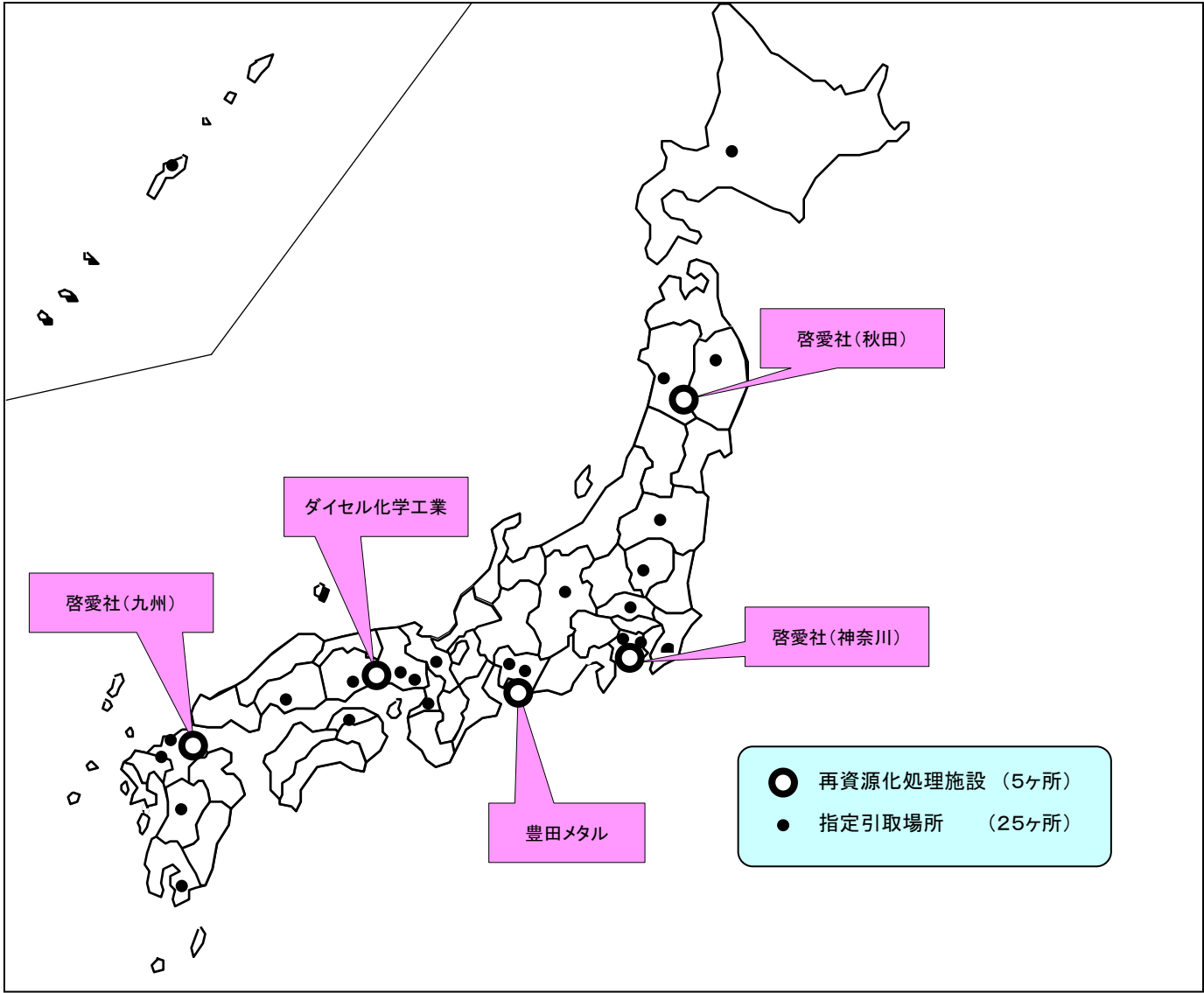
エアバッグ類の再資源化は、作動時のインフレータの飛散や作動により炉内温度が不均等となること等のため、ロータリーキルンや溶融炉などでの処理が困難であり、ガス発生器の処理実績のあるエアバッグ処理専用施設で行っている。…………《右記配置図参照》

業者名	再資源化方法	最大処理能力(個/年)
ダイセル化学工業(株)(兵庫県)	間接加熱処理方式	250万
(株)啓愛社(神奈川県他)	電気作動処理方式	10万/基
豊田メタル(株)(愛知県)	直接加熱処理方式	30万

3. 車上作動処理

- 車上作動処理は、自動車メーカー等が解体業者に業務委託して再資源化を実施する行為であるため、車上作動処理を行う解体業者は自動車メーカー等との業務委託契約を締結することが必要。
- 自動車メーカー等は、車上作動処理可能な環境にある解体業者であることを前提として、当該解体業者と委託契約を締結する。契約の実務は、「自動車再資源化協力機構」が契約の窓口となって効率的な実務運営を行っている。
- 自動車メーカー等との委託契約上、委託を受けた解体業者には適正な車上作動処理の実施とその実施状況の台帳等での記録・保管が義務付けられ、自動車メーカー等が台帳等の監査を行うことなどによって、確実な車上作動処理の実施が確保されることとなる。

《指定引取場所及び再資源化施設の配置図》



1. エアバッグ類引取・再資源化 実績

		引取台数	再資源化台数 (再資源化率)※2
引取・再資源化実績 (05年4月～06年3月)総計		462,118台	—
車上作動処理実績※1		337,995台	—
引取台数(指定引取場所)※1		126,581台	—
(再資源化施設別 再資源化実績)	ダイセル化学工業(株)	—	82,609台(93.5%)
	(株)啓愛社	—	18,201台(94.5%)
	豊田メタル(株)	—	25,771台(92.8%)

※1 一部取外回収・一部車上作動処理の実績台数(2,458台)は車上作動処理実績および引取台数(指定引取場所)の双方に加算している。

※2 再資源化台数(再資源化率)は、各再資源化施設で処理実行された実績を示す。指定引取場所では引取されたエアバッグ類は、輸送コストミニマムの観点から効率的なロット輸送が行われているため、再資源化処理までに期間を要している。